

医薬品は有効性と安全性が同時に保証されているべきですが、副作用の発生を完全に防ぐことはできません。病院や診療所、薬局や薬店で投薬あるいは購入した医薬品を適正使用したにもかかわらず、副作用によって入院が必要となる疾患や障害などが発生した場合には、医薬品副作用被害救済制度という公的制度があります。

この救済制度では昭和55年5月1日以降に使用した医薬品の副作用による健康被害に対して救済給付金が支払われます。

給付の種類には、

- ・入院を必要とする程度の疾患に対して支払われる①医療費と②医療手当
- ・日常生活が著しく制限される程度の障害に対して支払われる③障害年金と④障害児養育年金
- ・死亡した場合に支払われる⑤遺族年金、⑥遺族一時金、⑦葬祭料

以上の7種類があります。

給付の請求は医薬品の副作用によって健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構に対して行います。このとき、副作用の症状や経過と医薬品との因果関係を証明するための書類として、**医師の診断書**や**投薬証明書**、薬局等で購入した医薬品の場合は**販売証明書**が必要となります。

ただし、次のような場合は対象となりません。

- (1) 法定予防接種によるものである場合（予防接種健康被害救済制度があるため）
- (2) 医薬品の製造販売業者などに明らかな損害賠償責任がある場合
- (3) 健康被害の発生があらかじめ認識されている場合
（救命のためにやむを得ず通常使用量を超えて医薬品を使用する場合など）
- (4) 健康被害が入院を要する程度でなかった場合
- (5) 請求の期限が経過した場合
- (6) 医薬品を適正に使用していなかった場合
- (7) 抗ガン剤や免疫抑制剤などの対象除外医薬品による健康被害の場合



(LL 健康ニュースより)